

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	梅 田 崇 広
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
生徒間トラブルをめぐる相互作用過程に関する教育社会学的研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	山 田	浩 之
審査委員	教 授	七木田	敦
審査委員	教 授	曾余田	浩 史
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、中学校における生徒間の人間関係上のトラブル（生徒間トラブル）に着目することで、生徒間トラブルが「問題」化するまでの学級内の相互作用過程を理論的、経験的に明らかにしたものである。</p> <p>教育社会学におけるいじめに関する先行研究は、「いじめ集団の四層構造」論を土台に、いじめの特徴や構造などいじめのメカニズムを解明してきた。しかし、これらの研究では、生徒同士の関係性のなかで生じるトラブル状況が、「いじめ」として経験されるに至るまでのダイナミックな「過程」を看過してきた。それを乗り越えるため、本論文は〈いじめ〉に至る以前の、トラブルをめぐる相互作用過程にアプローチしようとしたものである。</p> <p>論文の構成は、次のとおりである。</p> <p>第1章では、教育社会学における実証主義的立場と構築主義的立場にもとづくいじめ研究を整理し、先行研究を検討した。先行研究の課題として、「いじめ」の事後的な相互作用に焦点化しようとする分析視点の設定が、「いじめ」の経験的なフィールドワークの現実的困難性につながっていると結論づけ、本研究の課題を明確化した。</p> <p>第2章では、本論文の中心的概念となる「生徒間トラブル」を捉える際の理論的枠組みを検討した。本論文では、欧米の社会学で検討されてきた「トラブルのミクロ・ポリティクス」論を視座とし、生徒間トラブルを「ある出来事や事象、あるいは他の生徒（の言動）に対する、関係者間の『認識の不一致』あるいは葛藤状態」と定義した。また、そうしたトラブルが、当事者らによって「解決すべき出来事（言動）」として位置づけられたとき、「問題」化されると捉えることとした。</p> <p>第3章では、本論文の方法論について、ナラティブを視座としたエスノグラフィー論の意義と課題を検討した。本論文では、トラブルをめぐる「物語」は「唯一かつ真実の物語」ではなく、教師や生徒及びそこに参与する調査者の解釈実践を通じて、社会的に構成されるものであること、また、その構成過程を解釈＝記述することを分析課題とすることを明示した。</p> <p>第4章では、教師がトラブルに「介入しない」ことに着目し、教師やスクールカウンセラー等の第三者による「介入」を批判的に考察した。その結果、教師が「トラブルへの対</p>			

応（介入）必要性」と「生徒の成長」という両義的な解釈枠組みの間で揺れ動きながらトラブルへの介入を瞬間的に判断している側面、教師がトラブルに介入しないことで、当事者の間で「問題」として構成されないリアリティを示した。

第5章では、学級全体で「問題」化されたトラブルに関する生徒指導場面を分析した。その結果、〈いじめ〉という言語的資源を用いた指導が、トラブルに対する教師と生徒間の「認識の不一致」を拡大させてしまう可能性を明らかにした。これにより、生徒間トラブルを「いじめ」と関連づけ、早期の対処を強調することは、他のトラブル解決の可能性を排除し、その後も学級生活をともにするメンバー間の「認識の不一致」をより拡大させてしまうことにもつながりかねないことを指摘した。

第6章では、生徒間トラブルに〈いじめ〉というカテゴリーが付与されるまでの解釈過程を明らかにした。その結果、〈いじめ〉という「物語」の確定により、公的には「被害者」とされる一方で、学級内のローカルな解釈共同体の中では、依然としてそれまでに「攻撃」を行っていた「加害者」としてカテゴリー化され続け、集団からの排除が正当化されてしまう様相を明らかにした。これを踏まえ、従来規範化されてきた「被／加害者」等の立場を実体視する見方が、「元・加害者」への〈いじめ〉を正当化してしまうローカルな解釈過程を死角に置くことにもつながりかねないことが明らかとなった。

終章では、本論文の知見をまとめるとともに、生徒間トラブルの相互作用過程に着目する意義とトラブルをめぐる教師の役割に再考を促す示唆が述べられている。

本論文は、次の3点で高く評価できる。

第1に、従来のいじめ研究で困難で大きな課題とされてきた、「いじめ」への質的アプローチに向け、理論枠組みとして「トラブルのマイクロ・ポリティクス」論を、方法論としてエスノグラフィーを採用することで、いじめそのものを捉えようとする視点から、〈いじめ〉以前のトラブルをめぐるローカルな「物語」の構成過程を解釈＝記述する理論的、方法論的視座を提示した点である。

第2に、上記の視座を踏まえた事例分析から、〈いじめ〉という「事実」やそれに付随する「被害者」「加害者」等といった立場やカテゴリーが、学級内のローカルな解釈共同体の中では、局所的・一時的な参照点としか立ち現れない可能性があることを示唆している点にある。この点は、「いじめ集団の四層構造」論を基盤とした従来の先行研究が行ってきた定点的な実証調査では明らかにしえない、教師と生徒による解釈過程に着目したからこそ得られた重要な知見である。

第3に、本論文の知見にもとづき、教師の実践的示唆も展開している点である。本論文の知見からは、トラブルについての「事実」を立ち上げる側面では、教師の指導のあり方に大きく依拠することがうかがわれた。すなわち、トラブルは生徒から生起するものの、教師がどのようにそれを認知し、どのような「問題」として学級あるいは個別の生徒に対して指導・共有するか、という「事実」の立ち上げ方と共有の仕方が重要となる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。